

主 文

原判決及び第一審判決中被告人等に関する部分を破棄する。

被告人 A を罰金三万円に、被告人 B を罰金二万円に処する。

被告人等が右罰金を完納しないときは、各二百円を一日に換算した期間
労役場に留置する。

原審における訴訟費用は被告人 B の負担とする。

臨時物資需給調整法違反及び物価統制令違反の各事実について、被告人
A を、物価統制令違反の事実について、被告人 B を、それぞれ免訴する。

理 由

被告人 B 本人及び被告人 A 同 B の両名の弁護人林百郎の各上告趣意は、別紙のと
おりであるが、論旨は結局事実誤認若しくは量刑不当の主張で、いずれも刑訴四〇
五条の上告理由に当らない。

ところで本件公訴事実中被告人 A に対する臨時物資需給調整法違反（指定物資輸
送証明規則二条一項違反）及び物価統制令違反（同令三条違反）の事実並びに被告
人 B に対する物価統制令違反（同令三条違反）の事実については、いずれも昭和二
七年政令第一一七号により大赦があつたので、刑訴四一一条五号、四一三条但書、
三三七条三号により、原判決及び第一審判決中被告人等に関する部分を破棄し、右
事実について各被告人をそれぞれ免訴すべきものである。

よつて第一審判決が適法に証拠により確定した、右大赦にかゝらない食糧管理法
違反の事実（被告人 A については、判示第二の二の事実、被告人 B については判示
第四の事実）に対し、食糧管理法九条一項、三一条、同法施行令六条、（各罰金刑
選択）刑法四五条前段、四八条二項を適用して各被告人を主文の如く量刑処断し、
罰金不完納の場合における労役場留置につき刑法一八条、訴訟費用の負担につき刑
訴一八一条をそれぞれ適用して主文のとおり判決する。

この判決は全裁判官一致の意見である。

検察官 竹原精太郎関与

昭和二七年一二月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 霜 山 精 一

裁判官 栗 山 茂

裁判官 小 谷 勝 重

裁判官 藤 田 八 郎

裁判官 谷 村 唯 一 郎